

2023年漁業センサスの概要

1 調査の概要

漁業センサスは統計法に規定する基幹統計調査として、1949年から5年ごとに行われており、今回の調査は15回目となります。

漁業の生産構造、就業構造および各種漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政施策の企画・立案に必要な基礎資料を整備することを目的として実施します。

2 調査の時期（「海面漁業調査漁業経営体調査」、以下同じ。）

令和5年11月1日現在で実施します。

3 調査の対象

海面に沿う市区町村（※1）（漁業法第138条第5項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村を含む。）にある海面漁業に係るすべての漁業経営体（※2）が対象となります。

※1：本県で対象となるのは、福井市、敦賀市、小浜市、あわら市、坂井市、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町の11市町です。

※2：漁業経営体とは、調査期日前1年間に利潤または生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として漁業を営んだ世帯、法人等をいいます。

4 調査の方法

調査の系統：国→県→市町→調査員→世帯または事業所等（調査対象）

方法：調査票を調査員が訪問により配布します。回答の収集は、調査員による回収もしくは調査対象によるオンライン回答で行います。

5 調査内容

- ・漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況
- ・個人漁業経営体の世帯状態、世帯員の漁業就業日数・その他の就業状況

6 調査結果の公表

農林水産省から、令和6年8月頃インターネットへの掲載により速報が公表され、順次、確報が公表されます。

この調査のさらに詳しい情報はこちら

○福井県未来戦略部統計調査課「2023年漁業センサス」ホームページ
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/toukei-jouhou/f-census/2023f-census.html>

○農林水産省「2023年漁業センサスキャンペーンページ」
<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2023fc/cp.html>

